

令和 7 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

| | | |
|-----------|--|-----|
| 議案第 2 号 | 令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 3 号 | 令和 6 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 2 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 令和 6 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 令和 6 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 6 号 | 令和 7 年度上尾市一般会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 7 号 | 令和 7 年度上尾市国民健康保険特別会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 8 号 | 令和 7 年度上尾市介護保険特別会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 9 号 | 令和 7 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 1 0 号 | 令和 7 年度上尾市水道事業会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 1 1 号 | 令和 7 年度上尾市公共下水道事業会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 1 2 号 | 上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議案第 1 3 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について…………… | 6 |
| 議案第 1 4 号 | 上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する 条例の制定について…………… | 1 0 |
| 議案第 1 5 号 | 上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 の制定について…………… | 1 1 |
| 議案第 1 6 号 | 上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について…………… | 1 2 |
| 議案第 1 7 号 | 上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について…………… | 2 5 |
| 議案第 1 8 号 | 上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について… | 4 3 |
| 議案第 1 9 号 | 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を 改正する条例の制定について…………… | 4 4 |
| 議案第 2 0 号 | 上尾市学校給食実施条例の制定について…………… | 7 8 |
| 議案第 2 1 号 | 上尾市児童館条例の一部を改正する条例の制定につ | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| | いて…………… | 8 0 |
| 議案第 2 2 号 | 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 8 3 |
| 議案第 2 3 号 | 上尾市斎場条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 8 7 |
| 議案第 2 4 号 | 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について…………… | 8 8 |
| 議案第 2 5 号 | 上尾市建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 9 0 |
| 議案第 2 6 号 | 上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運轉管理事業事業者選定委員会条例の制定について…………… | 9 1 |
| 議案第 2 7 号 | 上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 9 4 |
| 議案第 2 8 号 | 上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 9 8 |
| 議案第 2 9 号 | 財産の取得について…………… | 1 0 0 |
| 議案第 3 0 号 | 財産の取得について…………… | 1 0 1 |
| 議案第 3 1 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 0 2 |
| 議案第 3 2 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 0 3 |
| 議案第 3 3 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 0 4 |
| 議案第 3 4 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 0 5 |
| 議案第 3 5 号 | 市道路線の廃止について…………… | 1 1 6 |
| 議案第 3 6 号 | 公平委員会委員の選任について…………… | 1 2 0 |
| 議案第 3 7 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 1 |
| 議案第 3 8 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 2 |
| 議案第 3 9 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 3 |
| 議案第 4 0 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 4 |
| 議案第 4 1 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 5 |

| | | |
|-----------|-----------------------|-------|
| 議案第 4 2 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 6 |
| 議案第 4 3 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 7 |
| 議案第 4 4 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 8 |
| 議案第 4 5 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 2 9 |
| 議案第 4 6 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 3 0 |
| 議案第 4 7 号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 3 1 |
| 議案第 4 8 号 | 教育委員会教育長の任命について…………… | 1 3 2 |
| 議案第 4 9 号 | 教育委員会委員の任命について…………… | 1 3 3 |
| 議案第 5 0 号 | 政治倫理審査会委員の委嘱について…………… | 1 3 4 |
| 議案第 5 1 号 | 政治倫理審査会委員の委嘱について…………… | 1 3 5 |
| 議案第 5 2 号 | 政治倫理審査会委員の委嘱について…………… | 1 3 6 |
| 議案第 5 3 号 | 政治倫理審査会委員の委嘱について…………… | 1 3 7 |
| 議案第 5 4 号 | 政治倫理審査会委員の委嘱について…………… | 1 3 8 |

議案第 1 2 号

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 島 山 稔

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 8 年上尾市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条中「市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術」に、「行うことができるようにするための共通する」を「手続等を行うために必要となる」に、「市民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第 2 条第 3 号中「市の機関」を「市の機関等」に、「又はこれら」を「、これら」に改め、「もの」の次に「又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者」を加え、同条第 5 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第 8 号から第 1 1 号までの規定中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

第 3 条第 1 項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「市の機関の」を「市の機関等の」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等によ

り行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「の規定」を「の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「当該市の機関」を「当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の」を加え、「市の執行機関が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市

の執行機関が」を「規則で」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「の規定」を「の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した

縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第7条を次のように改める。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第9条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(市による情報システムの整備等)

第8条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システム(以下単に「情報システム」という。)の整備に当たっては、申請等及び申請等に基づく処分通知等の電子情報処理組織を使用する方法による実施、申請等に係る書面等の添付の省略、当該情報システムを利用した迅速な情報の授受並びに当該情報システムの共用の推進を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

本市における行政手続のオンライン化を推進するため、情報通信技術を利用した手続に関し所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(上尾市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）第 16 条の 3 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年上尾市条例第 13 号）第 4 条第 1 号
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 5 号）第 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号

(上尾市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の分限に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び附則第 6 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年上尾市条例第

9号) 第16条

- (2) 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成14年上尾市条例第33号）第22条及び第23条
- (3) 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上尾市条例第28号）附則第3条第3項及び第4項
- (4) 上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年上尾市条例第38号）第53条から第55条まで

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者

とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等 に伴う経過措置

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第1号の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第16条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第3号の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第9条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

提案理由

刑法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 14 号

上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

上尾市市民活動支援センター条例（平成 22 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「土曜日」を「金曜日」に改め、同条第 2 号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市市民活動支援センター条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の上尾市市民活動支援センターの利用について適用し、同日前の上尾市市民活動支援センターの利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市市民活動支援センターの土曜日の利用状況を踏まえ、利用時間を変更したいので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上尾市監査委員に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 35 号）の一部を
次のように改正する。

第 9 条中「第 233 条第 2 項」を「第 150 条第 5 項、第 233 条第 2 項」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法に基づく内部統制の実施に伴い、所要の改正を行いたいの
で、この案を提出する。

議案第16号

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条第1項中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第9条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第2項及び第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第9条の2第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第10条の2第2項第1号及び第3号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第16条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同

項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条の5の2第1項中「災害応急対策又は災害復旧のため」を「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、市に」に改める。

第16条の7中「、第7条の2から第9条まで並びに第9条の3」を「並びに第7条の2から第9条まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 183,500 | 265,300 | 321,300 | 355,200 | 408,300 | 410,800 | 422,100 |
| | 2 | 184,600 | 266,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 | 413,300 | 425,200 |
| | 3 | 185,800 | 267,300 | 324,900 | 358,500 | 412,100 | 415,600 | 428,300 |
| | 4 | 186,900 | 268,300 | 326,600 | 360,100 | 413,900 | 418,000 | 431,400 |
| | 5 | 188,000 | 269,300 | 328,300 | 361,700 | 415,700 | 420,500 | 434,500 |
| | 6 | 189,700 | 270,300 | 330,000 | 363,500 | 417,500 | 422,900 | 437,600 |
| | 7 | 191,300 | 271,300 | 331,700 | 365,000 | 419,300 | 424,800 | 440,700 |
| | 8 | 192,900 | 272,300 | 333,400 | 366,600 | 421,100 | 426,900 | 443,800 |
| | 9 | 194,500 | 273,300 | 335,000 | 368,000 | 422,700 | 429,000 | 446,900 |
| | 10 | 196,200 | 274,300 | 336,700 | 369,600 | 424,200 | 431,200 | 450,000 |

| | | | | | | | | |
|--|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 | 11 | 197,800 | 275,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 | 433,100 | 453,100 |
| | 12 | 199,400 | 276,400 | 340,000 | 372,700 | 427,200 | 435,200 | 456,200 |
| | 13 | 201,000 | 277,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 | 437,300 | 459,300 |
| | 14 | 202,700 | 278,700 | 343,100 | 376,500 | 430,000 | 439,200 | 462,400 |
| | 15 | 204,400 | 280,000 | 344,700 | 378,400 | 431,300 | 440,900 | 465,500 |
| | 16 | 206,100 | 281,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 | 442,700 | 468,600 |
| | 17 | 207,400 | 282,500 | 347,600 | 381,700 | 433,700 | 444,600 | 471,600 |
| | 18 | 209,000 | 283,800 | 349,300 | 383,500 | 435,000 | 446,500 | 474,600 |
| | 19 | 210,600 | 285,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 | 448,300 | 477,600 |
| | 20 | 212,100 | 286,200 | 352,500 | 386,800 | 437,500 | 450,100 | 480,600 |
| | 21 | 213,600 | 287,300 | 353,700 | 388,500 | 438,700 | 451,900 | 483,600 |
| | 22 | 215,200 | 288,500 | 355,200 | 389,900 | 439,500 | 453,600 | 486,700 |
| | 23 | 216,800 | 289,800 | 356,700 | 391,300 | 440,300 | 455,400 | 489,400 |
| | 24 | 218,400 | 291,100 | 358,200 | 392,700 | 441,100 | 456,900 | 492,500 |
| | 25 | 220,000 | 292,400 | 359,900 | 394,100 | 441,700 | 458,300 | 495,500 |
| | 26 | 221,700 | 293,400 | 361,700 | 395,300 | 442,300 | 459,800 | 498,600 |
| | 27 | 223,000 | 294,400 | 363,400 | 396,500 | 442,900 | 461,200 | 501,300 |
| | 28 | 224,300 | 295,500 | 365,100 | 397,500 | 443,500 | 462,500 | 503,600 |
| | 29 | 225,600 | 296,600 | 366,500 | 398,600 | 444,200 | 463,800 | 505,900 |
| | 30 | 226,700 | 297,800 | 367,800 | 399,800 | 445,000 | 465,000 | 508,200 |
| | 31 | 227,800 | 298,900 | 369,000 | 400,900 | 445,400 | 466,000 | 510,200 |
| | 32 | 228,900 | 300,100 | 370,400 | 402,000 | 446,100 | 466,700 | 511,600 |
| | 33 | 230,000 | 301,300 | 371,500 | 402,700 | 446,600 | 467,400 | 513,100 |
| | 34 | 231,500 | 302,600 | 372,400 | 403,400 | 447,000 | 468,100 | 514,500 |
| | 35 | 233,000 | 303,900 | 373,400 | 404,100 | 447,400 | 468,800 | 515,700 |
| | 36 | 234,500 | 305,200 | 374,500 | 404,800 | 447,800 | 469,500 | |
| | 37 | 236,000 | 306,500 | 375,300 | 405,400 | 448,200 | 470,100 | |
| | 38 | 237,500 | 307,800 | 376,200 | 406,000 | 448,600 | 470,700 | |
| | 39 | 239,000 | 309,100 | 377,100 | 406,500 | 449,000 | 471,200 | |
| | 40 | 240,500 | 310,400 | 377,900 | 406,900 | 449,300 | 471,800 | |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 41 | 242,000 | 311,700 | 378,700 | 407,300 | 449,600 | 472,400 | |
| 42 | 243,400 | 313,000 | 379,500 | 407,500 | 450,000 | 473,000 | |
| 43 | 244,800 | 314,300 | 380,300 | 407,800 | 450,300 | 473,500 | |
| 44 | 246,200 | 315,400 | 381,000 | 408,100 | 450,600 | | |
| 45 | 247,400 | 316,300 | 381,700 | 408,400 | 450,900 | | |
| 46 | 248,600 | 317,600 | 382,400 | 408,700 | | | |
| 47 | 249,800 | 318,900 | 383,100 | 409,000 | | | |
| 48 | 251,000 | 320,200 | 383,800 | 409,300 | | | |
| 49 | 252,100 | 321,400 | 384,300 | 409,500 | | | |
| 50 | 253,200 | 322,700 | 384,900 | 409,800 | | | |
| 51 | 254,300 | 323,900 | 385,500 | 410,100 | | | |
| 52 | 255,400 | 325,100 | 386,200 | 410,400 | | | |
| 53 | 256,400 | 326,400 | 386,600 | 410,600 | | | |
| 54 | 257,400 | 327,500 | 387,200 | 410,900 | | | |
| 55 | 258,400 | 328,600 | 387,800 | 411,200 | | | |
| 56 | 259,400 | 329,700 | 388,300 | 411,500 | | | |
| 57 | 260,400 | 330,400 | 388,700 | 411,700 | | | |
| 58 | 261,300 | 331,300 | 389,300 | 412,000 | | | |
| 59 | 262,200 | 332,000 | 389,900 | 412,300 | | | |
| 60 | 263,100 | 332,800 | 390,400 | 412,500 | | | |
| 61 | 263,900 | 333,600 | 390,800 | 412,700 | | | |
| 62 | 264,700 | 334,000 | 391,300 | 413,000 | | | |
| 63 | 265,500 | 334,600 | 391,800 | 413,300 | | | |
| 64 | 266,300 | 335,300 | 392,400 | 413,500 | | | |
| 65 | 267,000 | 336,100 | 392,700 | 413,700 | | | |
| 66 | 267,800 | 336,800 | 393,100 | 414,000 | | | |
| 67 | 268,600 | 337,500 | 393,500 | 414,300 | | | |
| 68 | 269,300 | 338,100 | 393,900 | 414,500 | | | |
| 69 | 270,000 | 338,600 | 394,200 | 414,700 | | | |
| 70 | 270,800 | 339,200 | 394,500 | 415,000 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|--|--|--|
| 71 | 271,600 | 339,700 | 394,800 | 415,300 | | | |
| 72 | 272,300 | 340,300 | 395,000 | 415,500 | | | |
| 73 | 273,000 | 340,600 | 395,200 | 415,700 | | | |
| 74 | 273,800 | 341,100 | 395,500 | | | | |
| 75 | 274,600 | 341,500 | 395,800 | | | | |
| 76 | 275,300 | 341,900 | 396,000 | | | | |
| 77 | 276,000 | 342,300 | 396,200 | | | | |
| 78 | 276,700 | 342,800 | 396,500 | | | | |
| 79 | 277,400 | 343,300 | 396,800 | | | | |
| 80 | 278,100 | 343,800 | 397,000 | | | | |
| 81 | 278,800 | 344,100 | 397,200 | | | | |
| 82 | 279,500 | 344,500 | 397,500 | | | | |
| 83 | 280,200 | 344,900 | 397,800 | | | | |
| 84 | 280,900 | 345,300 | 398,000 | | | | |
| 85 | 281,500 | 345,600 | 398,200 | | | | |
| 86 | 282,200 | 346,000 | | | | | |
| 87 | 282,800 | 346,400 | | | | | |
| 88 | 283,500 | 346,800 | | | | | |
| 89 | 284,100 | 347,000 | | | | | |
| 90 | 284,800 | 347,400 | | | | | |
| 91 | 285,400 | 347,800 | | | | | |
| 92 | 286,100 | 348,200 | | | | | |
| 93 | 286,700 | 348,400 | | | | | |
| 94 | | 348,800 | | | | | |
| 95 | | 349,200 | | | | | |
| 96 | | 349,500 | | | | | |
| 97 | | 349,800 | | | | | |
| 98 | | 350,200 | | | | | |
| 99 | | 350,600 | | | | | |
| 100 | | 351,000 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 101 | | 351,500 | | | | | |
| | 102 | | 351,900 | | | | | |
| | 103 | | 352,300 | | | | | |
| | 104 | | 352,700 | | | | | |
| | 105 | | 353,200 | | | | | |
| | 106 | | 353,600 | | | | | |
| | 107 | | 353,900 | | | | | |
| | 108 | | 354,200 | | | | | |
| | 109 | | 354,700 | | | | | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 219,500 | 260,000 | 294,900 | 320,600 | 362,700 | 396,200 | 448,000 |

(上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条中「及び第5条の3」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項及び」を「次項及び第3項並びに」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第3項及び」を「次項及び第3項並びに」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、

当該子を養育する」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第19条において「配偶者等」という。）」を加え、同条第3項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（勤務環境の整備に関する措置等）

第19条 任命権者は、職員からの当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10項の規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例及びこれに基づく市規則の規定に従って定められたものでなければな

らない。

(扶養手当に関する経過措置)

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条及び第9条の規定の適用については、改正後の給与条例第8条第2項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」と、同条第3項中「3,500円)」とあるのは「3,500円)、扶養親族たる配偶者については3,000円(6級職員にあつては、零)」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、改正後の給与条例第9条中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等及び扶養親族たる配偶者」とする。

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(地域手当に関する経過措置)

7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

8 改正後の給与条例第10条の2第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後を始期とする支給単位期間(同条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の通勤手当について適用し、同日前を始期とする支給単位期間の通勤手当については、なお従前の例による。

(管理職員特別勤務手当に関する経過措置)

9 改正後の給与条例第16条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日以後に命じられた勤務について適用し、同日前に命じられた勤務については、なお従前の例による。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

- 10 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限に係る期間の開始の日とする第3条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（市規則への委任）

- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 12 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

（上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 13 上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年上尾市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第9項中「、第7条の2から第9条まで並びに第9条の3」を「並びに第7条の2から第9条まで」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

職員の号給の切替表

| 旧号給 | | | | | | 新号給 | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
| 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|
| 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 18 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 19 | 3 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 20 | 4 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 21 | 5 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 22 | 6 | 2 | 1 | 1 | 8 |
| 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 23 | 7 | 3 | 1 | 1 | 9 |
| 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 24 | 8 | 4 | 1 | 1 | 10 |
| 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 25 | 9 | 5 | 1 | 1 | 11 |
| 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 26 | 10 | 6 | 1 | 1 | 12 |
| 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 27 | 11 | 7 | 1 | 1 | 13 |
| 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 28 | 12 | 8 | 1 | 2 | 14 |
| 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 29 | 13 | 9 | 1 | 3 | 15 |
| 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 30 | 14 | 10 | 1 | 4 | 16 |
| 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 31 | 15 | 11 | 1 | 5 | 17 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 32 | 16 | 12 | 1 | 6 | 18 |
| 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 33 | 17 | 13 | 1 | 7 | 19 |
| 38 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 | 34 | 18 | 14 | 1 | 8 | 20 |
| 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 35 | 19 | 15 | 1 | 9 | 21 |
| 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 36 | 20 | 16 | 1 | 10 | 22 |
| 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 37 | 21 | 17 | 1 | 11 | 23 |
| 42 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 | 38 | 22 | 18 | 2 | 12 | 24 |
| 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 39 | 23 | 19 | 3 | 13 | 25 |
| 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 40 | 24 | 20 | 4 | 14 | 26 |
| 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 41 | 25 | 21 | 5 | 15 | 27 |
| 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 42 | 26 | 22 | 6 | 16 | 28 |
| 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 43 | 27 | 23 | 7 | 17 | 29 |
| 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 44 | 28 | 24 | 8 | 18 | 30 |
| 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 45 | 29 | 25 | 9 | 19 | 31 |
| 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 46 | 30 | 26 | 10 | 20 | 32 |
| 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 47 | 31 | 27 | 11 | 21 | 33 |
| 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 48 | 32 | 28 | 12 | 22 | 34 |
| 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 49 | 33 | 29 | 13 | 23 | 35 |
| 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | | 50 | 34 | 30 | 14 | 24 | |
| 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | | 51 | 35 | 31 | 15 | 25 | |
| 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | | 52 | 36 | 32 | 16 | 26 | |
| 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | | 53 | 37 | 33 | 17 | 27 | |
| 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | | 54 | 38 | 34 | 18 | 28 | |
| 59 | 59 | 59 | 59 | 59 | | 55 | 39 | 35 | 19 | 29 | |
| 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | | 56 | 40 | 36 | 20 | 30 | |
| 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | | 57 | 41 | 37 | 21 | 31 | |
| 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | | 58 | 42 | 38 | 22 | 32 | |
| 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | | 59 | 43 | 39 | 23 | 33 | |
| 64 | 64 | 64 | 64 | 64 | | 60 | 44 | 40 | 24 | 34 | |
| 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | | 61 | 45 | 41 | 25 | 35 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|--|----|----|----|----|----|--|
| 66 | 66 | 66 | 66 | 66 | | 62 | 46 | 42 | 26 | 36 | |
| 67 | 67 | 67 | 67 | 67 | | 63 | 47 | 43 | 27 | 37 | |
| 68 | 68 | 68 | 68 | 68 | | 64 | 48 | 44 | 28 | 38 | |
| 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | | 65 | 49 | 45 | 29 | 39 | |
| 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | | 66 | 50 | 46 | 30 | 40 | |
| 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | | 67 | 51 | 47 | 31 | 41 | |
| 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | | 68 | 52 | 48 | 32 | 42 | |
| 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | | 69 | 53 | 49 | 33 | 43 | |
| 74 | 74 | 74 | 74 | | | 70 | 54 | 50 | 34 | | |
| 75 | 75 | 75 | 75 | | | 71 | 55 | 51 | 35 | | |
| 76 | 76 | 76 | 76 | | | 72 | 56 | 52 | 36 | | |
| 77 | 77 | 77 | 77 | | | 73 | 57 | 53 | 37 | | |
| 78 | 78 | 78 | 78 | | | 74 | 58 | 54 | 38 | | |
| 79 | 79 | 79 | 79 | | | 75 | 59 | 55 | 39 | | |
| 80 | 80 | 80 | 80 | | | 76 | 60 | 56 | 40 | | |
| 81 | 81 | 81 | 81 | | | 77 | 61 | 57 | 41 | | |
| 82 | 82 | 82 | 82 | | | 78 | 62 | 58 | 42 | | |
| 83 | 83 | 83 | 83 | | | 79 | 63 | 59 | 43 | | |
| 84 | 84 | 84 | 84 | | | 80 | 64 | 60 | 44 | | |
| 85 | 85 | 85 | 85 | | | 81 | 65 | 61 | 45 | | |
| 86 | 86 | 86 | | | | 82 | 66 | 62 | | | |
| 87 | 87 | 87 | | | | 83 | 67 | 63 | | | |
| 88 | 88 | 88 | | | | 84 | 68 | 64 | | | |
| 89 | 89 | 89 | | | | 85 | 69 | 65 | | | |
| 90 | 90 | 90 | | | | 86 | 70 | 66 | | | |
| 91 | 91 | 91 | | | | 87 | 71 | 67 | | | |
| 92 | 92 | 92 | | | | 88 | 72 | 68 | | | |
| 93 | 93 | 93 | | | | 89 | 73 | 69 | | | |
| 94 | 94 | 94 | | | | 90 | 74 | 70 | | | |
| 95 | 95 | 95 | | | | 91 | 75 | 71 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|--|--|--|-----|----|----|--|--|--|
| 96 | 96 | 96 | | | | 92 | 76 | 72 | | | |
| 97 | 97 | 97 | | | | 93 | 77 | 73 | | | |
| 98 | 98 | | | | | 94 | 78 | | | | |
| 99 | 99 | | | | | 95 | 79 | | | | |
| 100 | 100 | | | | | 96 | 80 | | | | |
| 101 | 101 | | | | | 97 | 81 | | | | |
| 102 | 102 | | | | | 98 | 82 | | | | |
| 103 | 103 | | | | | 99 | 83 | | | | |
| 104 | 104 | | | | | 100 | 84 | | | | |
| 105 | 105 | | | | | 101 | 85 | | | | |
| 106 | | | | | | 102 | | | | | |
| 107 | | | | | | 103 | | | | | |
| 108 | | | | | | 104 | | | | | |
| 109 | | | | | | 105 | | | | | |
| 110 | | | | | | 106 | | | | | |
| 111 | | | | | | 107 | | | | | |
| 112 | | | | | | 108 | | | | | |
| 113 | | | | | | 109 | | | | | |

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与に関し所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項」に改め、「旅行する」の次に「一般職の」を加える。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 6 条」を「（昭和 25 年法律第 261 号）第 6 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「配偶者（」の次に「職員の死亡の当時、」を加え、「、職員の死亡の当時」を削り、「を含む」を「又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を有していたと認められるものを含む。次条第 2 項において同じ」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 1 項第 2 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合に

は」に、「又は居所」を「、居所その他規則で定める場所」に改め、「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所その他規則で定める場所を離れて」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 赴任 転任を命ぜられた職員の転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署への旅行であって規則で定めるものをするをいう。
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号及び次条第2項において同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第2項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「職員が」を「一般職の職員（以下単に「職員」という。）が」に、「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この条及び第22条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族
- (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦

に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

- (5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族
- (7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

第3条第5項中「及び第3項」を「、第2項、第4項及び第5項」に、「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「依頼」の次に「又は要求」を、「ため」の次に「、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市が費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、

市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条に次の1項を加える。

6 前2項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第7条第5項及び第6項において同じ。）により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条に定める種目及び第9条から第20条までに定める内容に基

づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「によって」を「により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「書類を」を「資料を」に、「これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。))」を「市長」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費の」を「その旅費又は旅費に相当する金額の」に、「金額の」を「支給又は」に改め、同条第2項中「者は」を「旅行者は」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を「市長」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、「期間」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

(旅費の種目)

第 8 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第 9 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第 1 2 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第 1 0 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第 1 2 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第12条から第20条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額（第3号に掲げる費用の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額）の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 職員又は職員の親族等が所有する自家用自動車（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第7条の規定により割賦販売業者に未だ所有

権が留保されているもの及びリース契約により使用权のあるものを含む。)を利用して移動する費用として規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延

長することができる。

(渡航雑費)

第 19 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第 20 条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号又は第 7 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第 21 条中「の職務にある」を「に属する」に、「前各条」を「第 9 条から前条まで」に改める。

第 22 条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

第 25 条中「この条例の実施について」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため」に改め、同条を第 28 条とする。

第 24 条中「任命権者」を「市長」に改め、同条を第 26 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 27 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受

けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第23条中「任命権者」を「市長」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、規則で定める旅費を支給することができる。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条各号、第11条各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(重複支給の禁止)

第4条 市の職員(特別職の職員を除く。)が特別職の職員を兼ねる場合には、報酬を支給しない。ただし、一般職の職員がその正規の勤務時間以外の時間に規則で定める特別職の職員の職務を行った場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 特別職の職員(第1条の2第23号及び第43号から第58号までに掲げる者を除く。)が招集に応じ、市の区域内において会議に出席した場合又は職務に従事した場合における旅費の支給額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1日当たりの定額とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費の額については、市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年上尾市条例第2号)第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。

4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、上尾市職員の旅費に関する条例(昭和49年上尾市条例第9号)第3条第1項に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

第6条中「費用弁償の支給方法」を「旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則」に、「施行に関し」を「実施のため」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和37年上尾市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する実費弁償の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

第2条を次のように改める。

(実費弁償の返納)

第2条 前条第1項各号に掲げる者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して実費弁償の支給を受けた場合には、当該実費弁償を返納させなければならない。

別表を削る。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(旅費)

第6条 市長等が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）第3条第2項、第3項及び第6項から第8項まで、第6条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで並びに第27条の規定は、前項の規定による旅費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

(上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(費用弁償)

第6条 議員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支

給する。

2 議員等が議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合（上尾市議会委員会条例（昭和45年上尾市条例第19号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）における旅費の支給額は、1日につき2,000円とする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。

別表を削る。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（旅費）

第6条 教育長が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）第3条第1項に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する外国旅行の旅費のうち赴任の場合に支給されることとなる旅費」を「上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）に規定する赴任」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の旅費に関する条例(以下「新旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の上尾市職員の旅費に関する条例(以下「旧旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新旅費条例第27条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正に伴う経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新特別職報酬条例」という。）第5条の規定は、施行日以後に同条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行に係る費用弁償の支給について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「旧特別職報酬条例」という。）第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行に係る費用弁償の支給については、新特別職報酬条例第5条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 7 新特別職報酬条例第1条に規定する特別職の職員が施行日前に招集に応じ、市の区域内において会議に出席したとき、又は職務に従事したときに係る費用弁償の支給については、旧特別職報酬条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第3条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に市の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給

する実費弁償について適用し、施行日前に市の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償については、なお従前の例による。

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 第5条の規定による改正後の上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合（上尾市議会委員会条例（昭和45年上尾市条例第19号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。以下この項において同じ。）及び施行日以後に完了する旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に限る。）の支給について適用し、施行日前に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合及び施行日前に出発した旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分に限る。）の支給については、なお従前の例による。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第6条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、市職員の旅費の支給に関し所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

私立学校法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例
(上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項手数料の金額の欄第 1 号ア中「7, 000 円」を「8, 000 円」に改め、同号イ中「1 万 4, 000 円」を「2 万円」に改め、同号ウ中「2 万 4, 000 円」を「3 万 4, 000 円」に改め、同号エ中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「3 万 1, 000 円」を「3 万 6, 000 円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

| |
|---|
| オ 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 3 万 9, 000 円 |
|---|

別表第 1 の 1 の 1 の項事務の種類欄中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同項を同表 13 の項とし、同表 10 の項事務の種類欄各号中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同項を同表 12 の項とし、同表 9 の項事務の種類欄中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同項手数料の金額の欄第 1 号エ中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「3 万 1, 000 円」を「2 万 7, 000 円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

| |
|---|
| オ 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 3 万 3, 000 円 |
|---|

別表第 1 の 9 の項を同表 11 の項とし、同表 8 の項事務の種類欄第 1 号中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「同条第 21 項」

を「同条第30項」に改め、同欄第2号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「同条第21項」を「同条第30項」に改め、同項を同表10の項とし、同表7の項事務の種類欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項手数料の金額欄第1号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万3,000円」を「2万8,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

| |
|---|
| <p>オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万6,000円</p> |
|---|

別表第1中7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|--|---|
| <p>9 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）</p> | <p>要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料</p> | <p>5の項手数料の金額の欄(1)又は8の項手数料の金額の欄(1)の額に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額</p> <p>(1) 床面積の合計が</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え、300平</p> |
|---|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>方メートル以内のもの の 7, 000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの の 8, 000円</p> <p>カ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1万1,000円</p> <p>キ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1万6,000円</p> <p>ク 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 4万1,000円</p> <p>ケ 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 6万6,000円</p> <p>コ 5万平方メートルを超えるもの 13万3,000円</p> <p>(2) (1)の床面積の合計は、市長が別に定める算定方法によって算定する。</p> |
|--|--|--|

別表第1の6の項事務の種類の欄中「第18条第16項」を「第18条

第20項」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項事務の種類のカ第1号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「8に」を「10の項に」に改め、同カ第2号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「8に」を「10の項に」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項事務の種類のカ中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「7に」を「8の項及び9の項に」に改め、同項手数料の金額のカ第1号ア中「1万4,000円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「1万7,000円」を「2万4,000円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

| |
|---|
| <p style="text-align: center;">オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 4万2,000円</p> |
|---|

別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 3 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料 | 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 | (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。） | 1の項手数料の金額のカ(1)アからコまでの額に、次に定める額を加算した金額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未 |
|---|--|--|--|--|

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

満のもの 1
万4,000
円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1
万6,000
円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2
万7,000
円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
4万3,000
円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>00平方メートル未満のもの 6万8,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円</p> |
| | | <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</p> | <p>1の項手数料の金額の欄(1)アからコまでの額に、次に定める額を加算した金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げ</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>る区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円</p> |
|--|--|---|

別表第2の1の項事務の種類のカラム「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

(上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例(平成21年上尾市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄第1号中「第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書」を「第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。3の項において同じ。)」に改め、同表2の項手数料の金額の欄中「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄第1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表2の項手数料の金額の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)

(イ) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万8,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4

万4,000円

別表3の項手数料の金額の欄中「第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは」を「第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の」に改め、同表4の項手数料の金額の欄中「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第3条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例(平成25年上尾市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10万円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 17万5,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 25万6,000円

別表2の項手数料の金額の欄中「1の項手数料の金額の欄(1)アからウまで又は(2)アからオまでに定める額」を「1の項の手数料の金額の欄に規定

する合算して得た金額」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄第1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表2の項手数料の金額の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万8,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）
- (7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円
- (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円

別表3の項手数料の金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,

500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

別表4の項手数料の金額の欄中「3の項の手数料の金額の欄(1)アからウまで又は(2)アからオまでに定める額」を「3の項の手数料の金額の欄に規定する合算して得た金額」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第4条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例(平成28年上尾市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表1の項事務の種類欄中「第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項手数料の金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ

れぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下(イ)から(エ)まで、(2)イ及び(4)イ並びに2の項(1)イ、(2)イ及び(4)イ並びに7の項(1)イ、(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5万2,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万4,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下(イ)から(キ)まで、(5)及び(6)並びに2の項(1)ウ、(5)及び(6)並びに7の項(1)ウ、(5)及び(6)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1万9,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万1,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万8,000円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 23万5,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合

するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13万5,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33万円

(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万6,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万1,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 18万3,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同

号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 17万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 25万6,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43万2,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 61万6,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 75万9,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 89万8,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 102万4,000円

- (6) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円
 - ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円
 - オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円
 - カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円
 - キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円

別表6の項を削り、同表5の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項手数料の金額欄中「3の項」を「4の項」に、「4の項」を「5の項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「5の項」を「6の項」に改め、同項手数料の金額欄中「2の項」を「3の項」に改め、同欄第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,

500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

別表4の項を同表5の項とし、同表3の項事務の種類欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項手数料の金額欄中「2の項」を「3の項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄第1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表3の項手数料の金額欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万8,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

- 平方メートル未満のもの 3万4,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円

別表3の項を同表4の項とし、同表2の項事務の種類のカラム「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「3の項」を「4の項」に改め、同項手数料の金額のカラム第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ(ア)中「及び(2)イ並びに4の項(1)イ及び(2)イ」を「、(2)イ及び(4)イ並びに5の項(1)イ、(2)イ及び(4)イ」に改め、同カラム第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10万円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 17万5,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 25万6,000円

別表中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------------|------------------------------|---|
| 2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物 | 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 |
|-------------------------------|------------------------------|---|

エネルギー消費
性能適合性判定

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

2, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万1, 500円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 2万

6, 000円

(エ) 床面積の合計が
5, 000平方メ
ートル以上のもの
4万7, 000
円

ウ 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定
める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満のもの
5, 500円

(イ) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上1, 000
平方メートル未満
のもの 9, 50
0円

(ウ) 床面積の合計が
1, 000平方メ
ートル以上2, 0
00平方メートル
未満のもの 1万
5, 500円

(エ) 床面積の合計が
2, 000平方メ
ートル以上5, 0
00平方メートル
未満のもの 4万
7, 000円

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上1万平
方メートル未満の
もの 7万4,5
00円

(カ) 床面積の合計が
1万平方メートル
以上2万5,00
0平方メートル未
満のもの 9万
4,000円

(キ) 床面積の合計が
2万5,000平
方メートル以上の
もの 11万7,
500円

(2) (1)以外の場合で、省
令第1条第1項第2号
イ(1)及びロ(1)に定める
基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定め
る額

(ア) 床面積の合計が
200平方メート
ル未満のもの 2
万円

(イ) 床面積の合計が
200平方メート
ル以上のもの 2
万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 4 万円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 6 万 7,500 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 11 万 5,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 16 万 5,000 円

(3) (1)以外の場合で、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合計が
200平方メートル未満のもの 1
万円

(イ) 床面積の合計が
200平方メートル以上のもの 1
万1,000円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める
額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未満のもの 1
万9,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以上2,000
平方メートル未満
のもの 3万3,
000円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メ
ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの 6万
500円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上のもの

9万1,500

円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メ
ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの 8万
7,500円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上のもの
12万8,00
0円

(5) (1)以外の場合で、省
令第1条第1項第1号
イに定める基準に適合
するもの 次に掲げる
区分に応じそれぞれ次
に定める額

ア 床面積の合計が3
00平方メートル未
満のもの 13万
3,500円

イ 床面積の合計が3
00平方メートル以
上1,000平方メ
ートル未満のもの
16万7,000円

ウ 床面積の合計が
1,000平方メー
ートル以上2,000
平方メートル未満の
もの 21万6,0
00円

エ 床面積の合計が

2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 30万8, 000円

オ 床面積の合計が5, 000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9, 500円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5, 000平方メートル未満のもの 44万9, 000円

キ 床面積の合計が2万5, 000平方メートル以上のもの 51万2, 000円

(6) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1, 000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メ

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>一 トル未満のもの 6万5,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未満の もの 8万5,50 0円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの 13万8,5 00円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上1万平方メ ートル未満のもの 18万1,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方 メートル未満のもの 21万7,500 円</p> <p>キ 床面積の合計が2 万5,000平方メ ートル以上のもの 25万5,000円</p> |
|--|--|--|

別表7の項事務の種類欄中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同項手数料の金額の欄を次のように改める。

| |
|--------------------------------|
| 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げ |
|--------------------------------|

る額を合算して得た金額

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万1, 500円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 2万6, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 4万7, 000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 9, 500円

(ウ) 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万5, 500円

(エ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 4万7, 000円

(オ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4, 500円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5, 000平方メートル未満のもの 9万4, 000円

(キ) 床面積の合計が2万5, 000平方メートル以上のもの 11万7, 500円

(2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定め

る基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万7,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 11万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 16万5,000円

(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万1,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万1,500円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同

号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万9,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円

- (6) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円
 - ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円
 - オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円
 - カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 21万7,500円
 - キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 25万5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（以下「新建築基準法手数料条例」という。）別表第1の1の項（次項に掲げるものを除く。）及び2の項第1号（手数料の金額の欄第1号の規定に限る。）、第2条の規定による改正後の上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新長期優良住宅手数料条例」という。）別表2の項、第3条の規定による改正後の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新低炭素化手数料条例」という。）別表2の項並びに第4条の規定による改正後の上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新省エネ手数料条例」という。）別表1の項及び4の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の

例による。

- 3 新建築基準法手数料条例別表第1の1の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、2の項第1号（手数料の金額の欄第2号及び第3号の規定に限る。）、5の項、8の項、9の項、11の項及び12の項第1号、新長期優良住宅手数料条例別表4の項、新低炭素化手数料条例別表4の項並びに新省エネ手数料条例別表6の項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年上尾市条例第35号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、新低炭素化手数料条例別表3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物の確認申請等に係る手数料を見直したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市学校給食実施条例の制定について
上尾市学校給食実施条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市学校給食実施条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市立学校における学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 上尾市立学校設置条例（昭和 39 年上尾市条例第 11 号）第 2 条に規定する小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（上尾市立東中学校向原分校を除く。以下「中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食その他市立学校において実施される給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）その他学校給食を受ける者（小学校に在学する児童及び中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）を除く。）をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、児童生徒、市立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員をいう。）その他の学校給食を実施する必要がある者に対し、学校給食を実施するものとする。

2 一の年度における学校給食の実施の期間及び回数は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市学校給食運営委員会（上尾市学校給食運営委員会条例（令和 5 年上尾市条例第 3 号）第 1 条の規定に基づき設置された上尾市学校給食運営委員会をいう。）の意見を聴いて定める

ものとする。

(学校給食費)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費（学校給食費負担者が保護者以外の者である場合にあっては、学校給食費に相当する経費。以下同じ。）を徴収する。

2 学校給食費の額は、毎年度、市長が定めるものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市学校給食運営委員会条例の一部改正)

2 上尾市学校給食運営委員会条例（令和5年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項」を「上尾市学校給食実施条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第2号」に改める。

第2条第2号中「学校給食法第11条第2項」を「上尾市学校給食実施条例第4条第1項」に改める。

提案理由

市立小学校及び中学校における学校給食の実施に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 21 号

上尾市児童館条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市児童館条例の一部を改正する条例

上尾市児童館条例（平成 12 年上尾市条例第 31 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 児童の居場所づくりに関すること。

(6) 子育て支援に関すること。

第 4 条第 1 項の表に備考として次のように加える。

備考 上尾市児童館こどもの城のふれあいラウンジについては、この表の
規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日を休館日
とする。

第 5 条第 1 号中「体育遊戯室、集会室、会議室、ボランティア室、多目的
室及び音楽室」を「次のア及びイに掲げる児童館の区分に応じ当該ア及びイ
に定める施設」に改め、同号に次のように加える。

ア 上尾市児童館アッピーランド 体育遊戯室、集会室、ボランティア
室及び音楽室

イ 上尾市児童館こどもの城 体育遊戯室、会議室 1、多目的室及び音
楽室

第 5 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同
条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 施設等のうち、上尾市児童館こどもの城のふれあいラウンジ及びその
附属設備 午前 8 時から午後 7 時まで

第 14 条中「施設等」の次に「（市長が指定するものを除く。次条第 2 号
において同じ。）」を加える。

第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（運営委員会）

第 19 条 児童館の適正な運営を図るため、上尾市児童館運営委員会（以下

この条において「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 児童館の事業計画に関すること。
 - (2) 指定管理者による児童館の管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の運営に関し市長が必要と認める事項に関すること。
- 3 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 各種団体を代表する者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 12 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 13 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、子ども・若者（上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例（令和5年上尾市条例第22号）第2条第2号に規定する子ども・若者をいう。）その他の関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

15 委員会の庶務は、こども未来部において処理する。

16 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第13号の4を次のように改める。

(13)の4 児童館運営委員会委員

別表13の4の項を次のように改める。

| | | |
|----|----------|-----------|
| 13 | 児童館運営委員会 | |
| の4 | 委員長 | 日額 7,000円 |
| | 委員 | 日額 6,000円 |

提案理由

児童の居場所や子育て支援に関しての機能の強化を図るとともに、附属機関として上尾市児童館運営委員会を条例で設置したいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 項第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

第42条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

（上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分及び同項第1号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

第6条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。
附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

内閣府令及び厚生労働省令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を当該内閣府令及び厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市斎場条例の一部を改正する条例

上尾市斎場条例（平成 15 年上尾市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 上尾市斎場の利用に係るこの条例による改正後の上尾市斎場条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第 5 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の上尾市斎場の火葬場の利用について適用し、同日前の上尾市斎場の火葬場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾伊奈斎場つつじ苑の火葬炉の稼働状況を踏まえ、火葬場の利用時間を変更したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成 14 年上尾市条例第 33 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 1 項の許可を受けている者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旧条例第 6 条第 2 項各号に掲げる事項の変更がある場合にあっては、旧条例第 9 条第 1 項の許可（以下「変更許可」という。）を受けている者に限る。以下この項において「許可事業者」という。）における変更許可（旧条例第 6 条第 2 項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項の変更の申請に係るものを除く。）、旧条例第 10 条の規定による届出、旧条例第 11 条の規定による許可の取消し、旧条例第 12 条の規定による標識の掲示、旧条例第 13 条の規定による関係書類の閲覧、旧条例第 15 条第 1 項の規定による届出、旧条例第 16 条の規定による届出、旧条例第 17 条第 1 項の規定による命令（以下この項において「措置命令」という。）、旧条例第 19 条の規定による報告の徴収及び旧条例第 20 条第 1 項の規定による立入検査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、なお従前の例による。

(1) 許可事業者に係る許可（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更許可。以下この項において同じ。）が土砂等のたい積を行う期間の定め

があるものであって、当該許可事業者が当該許可を受けた日から当該土砂等のたい積を行う期間が満了する日までの間に措置命令を受けた場合
当該土砂等のたい積を行う期間が満了する日又は当該措置命令に係る事由が消滅する日のいずれか遅い日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 許可事業者に係る許可の土砂等のたい積を行う期間が満了する日

3 施行日前にされた旧条例第17条第2項の規定による命令を受けた者に係る旧条例第19条の規定による報告の徴収及び旧条例第20条第1項の規定による立入検査については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第6条第1項の許可又は変更許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

5 施行日前にした行為並びに附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の一部改正に伴い、土砂等のたい積に関し、同法に定める基準に基づき必要な規制を行いたいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上尾市建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関する条例の一部
を改正する条例

上尾市建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関する条例（平成 15
年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「第 5 2 条第 1 項第 6 号」を「第 5 2 条第 1 項第 8 号」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法に基づく指定等の案の作成手続に関し、所要の改正を行いた
いので、この案を提出する。

議案第26号

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会条例の制定について

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じて実施する上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業に係る事業者（以下単に「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に行うため、上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道事業の管理者の権限を行う市長（第3号及び第8条において「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者の審査基準の作成に関すること。
- (2) 事業者から提出された提案書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条各号に掲げる所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し成果を得たときその他必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときは、その成果又は委員会における活動の状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第38号を次のように改める。

(38) 水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会委員

別表38の項を次のように改める。

| | | |
|----|----------------------------------|------------|
| 38 | 水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会 | |
| | 委員長 | 日額 16,000円 |
| | 委員 | 日額 15,000円 |

(この条例の失効)

3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業に係る事業者の選定を公正かつ適正に行うため、附属機関として上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「1 年以上水道」を「1 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規

定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するも

のに限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格基準を同令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 島 山 稔

上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年
上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

| 階級 | 勤務年数 | | | | | | |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| | 5 年以 上 10 年 未満 | 10 年以 上 15 年 未満 | 15 年以 上 20 年 未満 | 20 年以 上 25 年 未満 | 25 年以 上 30 年 未満 | 30 年以 上 35 年 未満 | 35 年以上 |
| 団長 | 239,000 | 344,000 | 459,000 | 594,000 | 779,000 | 979,000 | 1,079,000 |
| 副団長 | 229,000 | 329,000 | 429,000 | 534,000 | 709,000 | 909,000 | 1,009,000 |
| 分団長 | 219,000 | 318,000 | 413,000 | 513,000 | 659,000 | 849,000 | 949,000 |
| 副分団長 | 214,000 | 303,000 | 388,000 | 478,000 | 624,000 | 809,000 | 909,000 |
| 部長及び班長 | 204,000 | 283,000 | 358,000 | 438,000 | 564,000 | 734,000 | 834,000 |
| 団員 | 200,000 | 264,000 | 334,000 | 409,000 | 519,000 | 689,000 | 789,000 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員（新条例第1条に規定する消防団員をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の勤務年数区分を見直したいので、この案を提出する。

議案第 29 号

財産の取得について

下記のとおり中学校教師用指導書を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 物品の数量 | 中学校教師用指導書 338冊 |
| 2 | 取得の目的 | 中学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 20,005,150円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市小泉五丁目31番地18 株式会社高砂屋書店上尾支店 |

提案理由

中学校教師用指導書を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

議案第 30 号

財産の取得について

下記のとおり中学校教師用指導書を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 物品の数量 | 中学校教師用指導書 349冊 |
| 2 | 取得の目的 | 中学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 20,457,690円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市宮本町5番18号 有限会社三協堂書店 |

提案理由

中学校教師用指導書を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

議案第 3 1 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|--------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 2 2 0 6 7 号線 | 上尾市富士見二丁目 2 7 6 番地先 | 上尾市富士見二丁目 2 7 6 番地先 | |

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 2 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|------------|---------------------------|------------------------|-------------------|
| 1 0 7 4 号線 | 上尾市大字平塚字谷津 下 9 3 7 番地先 | 上尾市須ヶ谷一丁目 1 9 4 番地先 | |

提案理由

第二産業道路延伸事業の進ちよくに伴い、県道の一部を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 3 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|--------------|-----------------------------|------------------------|-------------------|
| 3 1 2 1 6 号線 | 上尾市大字久保字天神 前耕地 2 8 3 番地先 | 上尾市大字上字堤下 3 6 7 番地先 | |
| 3 1 2 1 7 号線 | 上尾市大字上字堤下 3 5 4 番地先 | 上尾市大字上字堤下 2 9 6 番地先 | |

提案理由

県営上尾シラコバト住宅の一部取壊しに伴い、同住宅の敷地内通路及び
周辺道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定に
より、この案を提出する。

議案第 3 4 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|---------------|---------------|-------------------|
| 1075号線 | 上尾市今泉三丁目16番地先 | 上尾市今泉二丁目25番地先 | |
| 1076号線 | 上尾市川三丁目7番地先 | 上尾市今泉二丁目47番地先 | |
| 1077号線 | 上尾市老丁目北29番地先 | 上尾市今泉二丁目21番地先 | |
| 1078号線 | 上尾市今泉三丁目19番地先 | 上尾市今泉二丁目7番地先 | |
| 20531号線 | 上尾市今泉二丁目22番地先 | 上尾市今泉二丁目25番地先 | |
| 21909号線 | 上尾市今泉二丁目17番地先 | 上尾市今泉二丁目19番地先 | |
| 21910号線 | 上尾市今泉二丁目41番地先 | 上尾市今泉二丁目40番地先 | |
| 21911号線 | 上尾市今泉二丁目43番地先 | 上尾市今泉二丁目41番地先 | |
| 21912号線 | 上尾市今泉二丁目44番地先 | 上尾市今泉二丁目43番地先 | |
| 21913号線 | 上尾市今泉二丁目44番地先 | 上尾市今泉二丁目15番地先 | |
| 21914号線 | 上尾市今泉二丁目51番地先 | 上尾市今泉二丁目52番地先 | |
| 21915号線 | 上尾市今泉二丁目53番地先 | 上尾市今泉二丁目51番地先 | |
| 21916号線 | 上尾市今泉二丁目12番地先 | 上尾市今泉二丁目11番地先 | |
| 21917号線 | 上尾市今泉三丁目22番地先 | 上尾市今泉三丁目23番地先 | |
| 21918号線 | 上尾市今泉三丁目14番地先 | 上尾市今泉三丁目15番地先 | |

| | | | |
|--------------|------------------|------------------|--|
| 2 1 9 1 9 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 4 番地先 | |
| 2 1 9 2 0 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 2 番地先 | |
| 2 1 9 2 1 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 4 番地先 | |
| 2 1 9 2 2 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 4 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 5 番地先 | |
| 2 1 9 2 3 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | |
| 2 1 9 2 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 0 番地先 | |
| 2 1 9 2 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 6 番地先 | |
| 2 1 9 2 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 番地先 | |
| 2 1 9 2 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 7 番地先 | 上尾市今泉三丁目 8 番地先 | |
| 2 1 9 2 8 号線 | 上尾市今泉三丁目 5 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 5 1 番地先 | |
| 2 1 9 2 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 番地先 | |
| 2 1 9 3 0 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 6 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 8 番地先 | |
| 2 1 9 3 1 号線 | 上尾市東今泉 7 番地先 | 上尾市東今泉 8 番地先 | |
| 2 1 9 3 2 号線 | 上尾市東今泉 1 2 番地先 | 上尾市東今泉 7 番地先 | |
| 2 1 9 3 3 号線 | 上尾市東今泉 1 1 番地先 | 上尾市東今泉 1 5 番地先 | |
| 2 1 9 3 4 号線 | 上尾市東今泉 1 4 番地先 | 上尾市東今泉 1 3 番地先 | |
| 2 1 9 3 5 号線 | 上尾市東今泉 1 7 番地先 | 上尾市東今泉 1 6 番地先 | |
| 2 1 9 3 6 号線 | 上尾市東今泉 1 8 番地先 | 上尾市東今泉 1 9 番地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 1 9 3 7 号線 | 上尾市東今泉 2 0 番地 先 | 上尾市東今泉 1 4 番地 先 | |
| 2 1 9 3 8 号線 | 上尾市東今泉 2 1 番地 先 | 上尾市東今泉 1 8 番地 先 | |
| 2 1 9 3 9 号線 | 上尾市東今泉 2 2 番地 先 | 上尾市東今泉 2 3 番地 先 | |
| 2 1 9 4 0 号線 | 上尾市東今泉 6 番地 先 | 上尾市今泉二丁目 2 番 地先 | |
| 2 1 9 4 1 号線 | 上尾市東今泉 2 5 番地 先 | 上尾市東今泉 2 番地 先 | |
| 2 1 9 4 2 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | |
| 2 1 9 4 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 8 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 7 番地先 | |
| 2 1 9 4 4 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 3 番地先 | |
| 2 1 9 4 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 9 番 地先 | 上尾市今泉三丁目 1 0 番地先 | |
| 2 1 9 4 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 8 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 7 番 地先 | |
| 2 1 9 4 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 6 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 7 番地先 | |
| 2 1 9 4 8 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 1 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 4 番地先 | |
| 2 1 9 4 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 3 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 4 番地先 | |
| 2 1 9 5 0 号線 | 上尾市今泉二丁目 9 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 1 0 番地先 | |
| 2 1 9 5 1 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 0 番地先 | |
| 2 1 9 5 2 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 2 番地先 | |
| 2 1 9 5 3 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 1 番地先 | |
| 2 1 9 5 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 8 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 6 番地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 1 9 5 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 8 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 9 番地先 | |
| 2 1 9 5 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 6 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 7 番地先 | |
| 2 1 9 5 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 4 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 5 番地先 | |
| 2 1 9 5 8 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 5 0 番地先 | |
| 2 1 9 5 9 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 番 地先 | 上尾市今泉三丁目 5 番 地先 | |
| 2 1 9 6 0 号線 | 上尾市東今泉 9 番地先 | 上尾市東今泉 7 番地先 | |
| 2 1 9 6 1 号線 | 上尾市東今泉 1 3 番地 先 | 上尾市東今泉 4 番地先 | |
| 2 1 9 6 2 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 5 番地先 | |
| 2 1 9 6 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 0 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 0 番地先 | |
| 2 1 9 6 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | |
| 2 1 9 6 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | |
| 2 1 9 6 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | |
| 2 1 9 6 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 5 0 番地先 | 上尾市今泉三丁目 5 0 番地先 | |
| 2 1 9 6 8 号線 | 上尾市今泉三丁目 5 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 5 1 番地先 | |
| 2 1 9 6 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 1 番 地先 | |
| 2 1 9 7 0 号線 | 上尾市東今泉 7 番地先 | 上尾市東今泉 7 番地先 | |
| 2 1 9 7 1 号線 | 上尾市東今泉 1 5 番地 先 | 上尾市東今泉 1 5 番地 先 | |
| 2 1 9 7 2 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 8 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 6 番地先 | |

| | | | |
|--------------|------------------|------------------|--|
| 2 1 9 7 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 5 番地先 | |
| 2 1 9 7 4 号線 | 上尾市川三丁目 1 番地先 | 上尾市東今泉 5 番地先 | |
| 2 1 9 7 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 3 番地先 | |
| 2 1 9 7 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 8 番地先 | |
| 2 1 9 7 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 5 番地先 | |
| 2 1 9 7 8 号線 | 上尾市東今泉 1 9 番地先 | 上尾市東今泉 7 番地先 | |
| 2 1 9 7 9 号線 | 上尾市東今泉 1 0 番地先 | 上尾市東今泉 1 1 番地先 | |
| 2 1 9 8 0 号線 | 上尾市東今泉 1 5 番地先 | 上尾市東今泉 1 7 番地先 | |
| 2 1 9 8 1 号線 | 上尾市東今泉 1 9 番地先 | 上尾市東今泉 1 5 番地先 | |
| 2 1 9 8 2 号線 | 上尾市東今泉 2 3 番地先 | 上尾市東今泉 2 0 番地先 | |
| 2 1 9 8 3 号線 | 上尾市東今泉 2 4 番地先 | 上尾市東今泉 3 番地先 | |
| 2 1 9 8 4 号線 | 上尾市東今泉 2 番地先 | 上尾市東今泉 2 4 番地先 | |
| 2 1 9 8 5 号線 | 上尾市東今泉 1 番地先 | 上尾市東今泉 2 5 番地先 | |
| 2 1 9 8 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 7 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 8 番地先 | |
| 2 1 9 8 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 8 番地先 | |
| 2 1 9 8 8 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 5 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 6 番地先 | |
| 2 1 9 8 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 0 番地先 | |
| 2 1 9 9 0 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 5 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 7 番地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 1 9 9 1 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 4 番地先 | |
| 2 1 9 9 2 号線 | 上尾市東今泉 5 番地先 | 上尾市東今泉 6 番地先 | |
| 2 1 9 9 3 号線 | 上尾市壺丁目北 2 5 番 地先 | 上尾市壺丁目北 2 7 番 地先 | |
| 2 1 9 9 4 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 1 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 2 番地先 | |
| 2 1 9 9 5 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 7 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 8 番地先 | |
| 2 1 9 9 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 8 番地先 | |
| 2 1 9 9 7 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 6 番地先 | |
| 2 1 9 9 8 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 2 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 6 番地先 | |
| 2 1 9 9 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 1 番地先 | |
| 2 2 0 0 0 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 1 番地先 | |
| 2 2 0 0 1 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 1 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 2 番地先 | |
| 2 2 0 0 2 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 3 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 6 番地先 | |
| 2 2 0 0 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 6 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 9 番地先 | |
| 2 2 0 0 4 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 8 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 0 番地先 | |
| 2 2 0 0 5 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 0 番地先 | |
| 2 2 0 0 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 3 番地先 | |
| 2 2 0 0 7 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 6 番地先 | |
| 2 2 0 0 8 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 8 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 6 番地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 2 0 0 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 9 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 0 番地先 | |
| 2 2 0 1 0 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 0 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 1 番地先 | |
| 2 2 0 1 1 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 2 番地先 | |
| 2 2 0 1 2 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 0 番地先 | 上尾市今泉二丁目 1 2 番地先 | |
| 2 2 0 1 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 7 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 4 番 地先 | |
| 2 2 0 1 4 号線 | 上尾市今泉二丁目 5 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 9 番地先 | |
| 2 2 0 1 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 0 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 4 番地先 | |
| 2 2 0 1 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 1 2 番地先 | |
| 2 2 0 1 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 7 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 4 番地先 | |
| 2 2 0 1 8 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 5 番地先 | |
| 2 2 0 1 9 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 4 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 9 番地先 | |
| 2 2 0 2 0 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 0 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 8 番地先 | |
| 2 2 0 2 1 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 8 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 5 番地先 | |
| 2 2 0 2 2 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 5 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 6 番地先 | |
| 2 2 0 2 3 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 8 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 番 地先 | |
| 2 2 0 2 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 7 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 6 番地先 | |
| 2 2 0 2 5 号線 | 上尾市今泉三丁目 4 番 地先 | 上尾市今泉三丁目 3 1 番地先 | |
| 2 2 0 2 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 9 番地先 | 上尾市今泉三丁目 4 番 地先 | |

| | | | |
|---------|---------------|---------------|--|
| 22027号線 | 上尾市今泉三丁目39番地先 | 上尾市今泉三丁目10番地先 | |
| 22028号線 | 上尾市今泉三丁目53番地先 | 上尾市今泉三丁目47番地先 | |
| 22029号線 | 上尾市今泉三丁目50番地先 | 上尾市今泉三丁目51番地先 | |
| 22030号線 | 上尾市今泉三丁目53番地先 | 上尾市今泉三丁目52番地先 | |
| 22031号線 | 上尾市今泉三丁目43番地先 | 上尾市今泉三丁目41番地先 | |
| 22032号線 | 上尾市今泉三丁目6番地先 | 上尾市今泉三丁目43番地先 | |
| 22033号線 | 上尾市今泉三丁目8番地先 | 上尾市今泉三丁目2番地先 | |
| 22034号線 | 上尾市今泉三丁目5番地先 | 上尾市今泉三丁目7番地先 | |
| 22035号線 | 上尾市今泉二丁目55番地先 | 上尾市今泉二丁目57番地先 | |
| 22036号線 | 上尾市今泉二丁目58番地先 | 上尾市今泉二丁目6番地先 | |
| 22037号線 | 上尾市今泉二丁目2番地先 | 上尾市今泉二丁目6番地先 | |
| 22038号線 | 上尾市東今泉8番地先 | 上尾市今泉二丁目3番地先 | |
| 22039号線 | 上尾市東今泉23番地先 | 上尾市今泉二丁目2番地先 | |
| 22040号線 | 上尾市川三丁目7番地先 | 上尾市今泉三丁目54番地先 | |
| 22041号線 | 上尾市川三丁目9番地先 | 上尾市今泉三丁目54番地先 | |
| 22042号線 | 上尾市川三丁目6番地先 | 上尾市今泉三丁目54番地先 | |
| 22043号線 | 上尾市川三丁目6番地先 | 上尾市川三丁目10番地先 | |
| 22044号線 | 上尾市川三丁目3番地先 | 上尾市川三丁目6番地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 2 0 4 5 号線 | 上尾市川三丁目 5 番地 先 | 上尾市川三丁目 6 番地 先 | |
| 2 2 0 4 6 号線 | 上尾市川三丁目 2 番地 先 | 上尾市川三丁目 5 番地 先 | |
| 2 2 0 4 7 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 6 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 5 番地先 | |
| 2 2 0 4 8 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 7 番地先 | 上尾市今泉二丁目 4 6 番地先 | |
| 2 2 0 4 9 号線 | 上尾市今泉三丁目 3 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 3 2 番地先 | |
| 2 2 0 5 0 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 4 番地先 | |
| 2 2 0 5 1 号線 | 上尾市今泉三丁目 2 3 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | |
| 2 2 0 5 2 号線 | 上尾市東今泉 2 7 番地 先 | 上尾市東今泉 1 6 番地 先 | |
| 2 2 0 5 3 号線 | 上尾市壺丁目北 2 8 番 地先 | 上尾市壺丁目北 2 5 番 地先 | |
| 2 2 0 5 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 8 番地先 | 上尾市壺丁目北 2 7 番 地先 | |
| 2 2 0 5 5 号線 | 上尾市今泉二丁目 7 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 3 6 番地先 | |
| 2 2 0 5 6 号線 | 上尾市今泉三丁目 1 0 番地先 | 上尾市今泉三丁目 2 9 番地先 | |
| 2 2 0 5 7 号線 | 上尾市今泉三丁目 8 番 地先 | 上尾市今泉三丁目 3 0 番地先 | |
| 2 2 0 5 8 号線 | 上尾市川三丁目 1 番地 先 | 上尾市今泉三丁目 5 4 番地先 | |
| 2 2 0 5 9 号線 | 上尾市壺丁目北 2 5 番 地先 | 上尾市壺丁目北 2 9 番 地先 | |
| 2 2 0 6 0 号線 | 上尾市壺丁目北 2 6 番 地先 | 上尾市壺丁目北 2 5 番 地先 | |
| 2 2 0 6 1 号線 | 上尾市今泉二丁目 4 7 番地先 | 上尾市今泉二丁目 5 4 番地先 | |
| 2 2 0 6 2 号線 | 上尾市今泉二丁目 1 番 地先 | 上尾市今泉二丁目 6 番 地先 | |

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 2 2 0 6 3 号線 | 上尾市今泉二丁目 2 5 番地先 | 上尾市今泉二丁目 2 1 番地先 | |
| 2 2 0 6 4 号線 | 上尾市今泉三丁目 5 2 番地先 | 上尾市今泉三丁目 5 3 番地先 | |
| 2 2 0 6 5 号線 | 上尾市川三丁目 8 番地 先 | 上尾市川三丁目 9 番地 先 | |
| 2 2 0 6 6 号線 | 上尾市今泉二丁目 3 6 番地先 | 上尾市今泉二丁目 3 6 番地先 | |

議案第 35 号

市道路線の廃止について

別紙路線廃止調書のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線廃止調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 1013号線 | 上尾市大字川字台辻2 89番地先 | 上尾市大字今泉字西9 0番地先 | |
| 1014号線 | 上尾市大字川字本村1 22番地先 | 上尾市大字今泉字松原 961番地先 | |
| 20531号線 | 上尾市大字小敷谷字原 通841番地先 | 上尾市大字今泉字大西 324番地先 | |
| 20532号線 | 上尾市大字今泉字大西 334番地先 | 上尾市大字今泉字西1 11番地先 | |
| 20533号線 | 上尾市大字今泉字西9 2番地先 | 上尾市大字今泉字西1 05番地先 | |
| 20534号線 | 上尾市大字今泉字西1 68番地先 | 上尾市大字今泉字西1 49番地先 | |
| 20535号線 | 上尾市大字今泉字西1 52番地先 | 上尾市大字今泉字西1 54番地先 | |
| 20536号線 | 上尾市大字今泉字西1 45番地先 | 上尾市大字今泉字西1 46番地先 | |
| 20537号線 | 上尾市大字今泉字西1 68番地先 | 上尾市大字今泉字西1 56番地先 | |
| 20538号線 | 上尾市大字今泉字西1 68番地先 | 上尾市大字今泉字大西 324番地先 | |
| 20539号線 | 上尾市大字今泉字西浦 323番地先 | 上尾市大字今泉字西1 26番地先 | |
| 20540号線 | 上尾市大字今泉字西1 69番地先 | 上尾市大字今泉字西1 15番地先 | |
| 20541号線 | 上尾市大字今泉字西1 36番地先 | 上尾市大字今泉字西1 32番地先 | |
| 20542号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前262番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷 前240番地先 | |
| 20543号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前240番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷 前261番地先 | |

| | | | |
|---------|-----------------------|-----------------------|--|
| 20544号線 | 上尾市大字今泉字松原 84番地先 | 上尾市大字今泉字松原 71番地先 | |
| 20545号線 | 上尾市大字今泉字本村 48番地先 | 上尾市大字今泉字松原 74番地先 | |
| 20546号線 | 上尾市大字川字台辻2 19番地先 | 上尾市大字今泉字本村 15番地先 | |
| 20547号線 | 上尾市大字今泉字本村 44番地先 | 上尾市大字今泉字本村 38番地先 | |
| 20548号線 | 上尾市大字今泉字本村 38番地先 | 上尾市大字今泉字本村 25番地先 | |
| 20549号線 | 上尾市大字川字台辻2 26番地先 | 上尾市大字今泉字前1 78番地先 | |
| 20550号線 | 上尾市大字川字台辻2 76番地先 | 上尾市大字今泉字前1 83番地先 | |
| 20551号線 | 上尾市大字今泉字前1 76番地先 | 上尾市大字今泉字前1 83番地先 | |
| 20552号線 | 上尾市大字今泉字前1 82番地先 | 上尾市大字今泉字前1 82番地先 | |
| 20553号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前246番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷 前236番地先 | |
| 20554号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前238番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷 前236番地先 | |
| 20555号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前219番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷 前235番地先 | |
| 20556号線 | 上尾市大字今泉字稻荷 前211番地先 | 上尾市大字川字台辻2 20番地先 | |
| 20557号線 | 上尾市大字川字台辻2 31番地先 | 上尾市大字今泉字台下 605番地先 | |
| 20572号線 | 上尾市大字今泉字四反 田578番地先 | 上尾市大字今泉字四反 田587番地先 | |
| 20573号線 | 上尾市大字今泉字四反 田536番地先 | 上尾市大字今泉字四反 田588番地先 | |
| 20574号線 | 上尾市大字今泉字四反 田495番地先 | 上尾市大字今泉字四反 田500番地先 | |
| 20575号線 | 上尾市大字今泉字四反 田559番地先 | 上尾市大字今泉字四反 田569番地先 | |

| | | | |
|---------|-------------------|-------------------|--|
| 20576号線 | 上尾市大字今泉字四反田545番地先 | 上尾市大字今泉字四反田552番地先 | |
| 20577号線 | 上尾市大字今泉字四反田505番地先 | 上尾市大字今泉字四反田535番地先 | |
| 20578号線 | 上尾市大字川字本村164番地先 | 上尾市大字川字本村159番地先 | |
| 20579号線 | 上尾市大字川字本村96番地先 | 上尾市大字川字本村149番地先 | |
| 20580号線 | 上尾市大字川字本村156番地先 | 上尾市大字川字本村90番地先 | |
| 20753号線 | 上尾市大字今泉字大西324番地先 | 上尾市大字今泉字西浦313番地先 | |
| 21101号線 | 上尾市大字今泉字稻荷前228番地先 | 上尾市大字今泉字稻荷前228番地先 | |

議案第36号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

根 岸 遼

○○○○○○○○○○

提案理由

公平委員会委員根岸遼氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 37 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

今 川 修 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、今川修一氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 38 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

新 木 英 男

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、新木英男氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 39 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 波 貢

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、藤波貢氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第40号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平野 修 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和7年4月2日で満了となるため、平野修一氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

黒 須 邦 昭

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、黒須邦昭氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第42号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

千葉ふみ子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和7年4月2日で満了となるため、千葉ふみ子氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

市 村 英 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、市村英一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 4 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

岸 井 良 雄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、岸井良雄氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 45 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

鈴木 一 仁

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、鈴木一仁氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第46号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

野 崎 健 次

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和7年4月2日で満了となるため、野崎健次氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 47 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

松 本 修 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 7 年 4 月 2 日で満了となるため、松本修一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第48号

教育委員会教育長の任命について

上尾市教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

西 倉 剛

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会教育長西倉剛氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、同氏を再び任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第49号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

谷 島 大

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員谷島大氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、同氏を再び任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第50号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関根 貴生

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員関根貴生氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第12条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 1 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

三 角 元 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員三角元子氏の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 2 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

渡 辺 英 人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員渡辺英人氏の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 3 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

須 藤 和 英

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員関篤氏の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日で満了となるが、後任として須藤和英氏を委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第54号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和7年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

吉澤 恵子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員佐藤久美子氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、後任として吉澤恵子氏を委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第12条第1項の規定により、この案を提出する。

